

第 3 次守谷市環境基本計画の策定について

1 計画の概要

1) 計画の目的

本計画は「守谷市環境基本条例」の前文と第 3 条に示される基本理念に沿って、同条例第 11 条に基づいて策定するものです。

○環境基本計画を策定する主旨（守谷市環境基本条例（平成 11 年 条例第 1 号））

（環境基本条例 前文）

私たちが住む守谷市は、利根川、鬼怒川、小貝川の 3 つの河川をはじめとする豊かな自然環境からの恵みを受け、快適で便利な生活を目指したまちづくりにより発展してきました。

しかし、近年の飛躍的な経済発展、急激な都市化により、私たちの周りでも平地林、屋敷林及び斜面林並びに谷津などの身近な緑地や野生動植物の生息空間となる自然環境の減少、生活環境に影響を与える公害、廃棄物の処理等の問題、更にはダイオキシン、内分泌攪乱化学物質いわゆる環境ホルモン等の新たな問題が生じ、私たちを取り巻く環境に大きな影響を与えはじめています。

また、地球環境に目を向けると、地球温暖化、オゾン層の破壊や地下資源の枯渇といった危機的状況が問題視されています。

このような地球環境破壊の脅威は、現代の私たちにだけでなく、子どもたちや孫たちといった次の世代に現れることが明らかであります。そこで、現代の私たちに問われているのは、次の世代への思いやりであり、良好な地球環境を守る責務と役割であります。

このような状況を踏まえ、私たちは、大量生産、大量消費、大量廃棄いわゆる使い捨てといった一方通行型の経済システムから、資源節約型で環境に与える影響が少ない循環型社会への転換を目指して、これまでのライフスタイル、行政・経済システムや事業活動などのあり方を見直し、良好な自然・住環境の保全、回復とともに新たな創造をしていく必要があります。

私たちは、守谷市に関係するすべての人たちと協力し、先人から受け継いだ清流と豊かな緑につつまれた自然環境並びに歴史と伝統を守っていく責務を果たすとともに、現在及び将来の市民だれもが生命、財産の安全と健康な心身を保持し、快適で文化的な生活を営む権利を享受できる環境に発展させ、次の世代に継承するため、この条例を制定します。

〈基本理念〉

第3条 環境の保全は、現在及び将来の世代の市民だれもが生命、財産の安全と健康な心身を保持し、快適で文化的な生活を営む権利を享受するとともに、人類の存続基盤である地球環境を良好な状態で将来の世代に継承することができるように適切に推進されなければならない。

2 環境の保全は、すべての者が公平な役割分担の下で、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない循環型社会が実現されるよう推進されなければならない。

3 環境の保全は、日常生活及び事業活動において、自主的かつ積極的に行われなければならない。

4 環境の保全は、人と自然が共生できるよう多様な自然環境が保全され、及び自然の物質循環を損なうことなく、地域の自然、文化、産業等との調和がとれた、潤いと安らぎのある快適な環境を形成していくよう推進されなければならない。

〈環境基本計画〉

第11条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、守谷市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)環境の保全に関する長期的な目標、基本方針、総合的な施策の大綱及び環境配慮の指針

(2)その他環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の参画により、意見を十分把握した上、守谷市環境審議会に意見を求めなければならない。

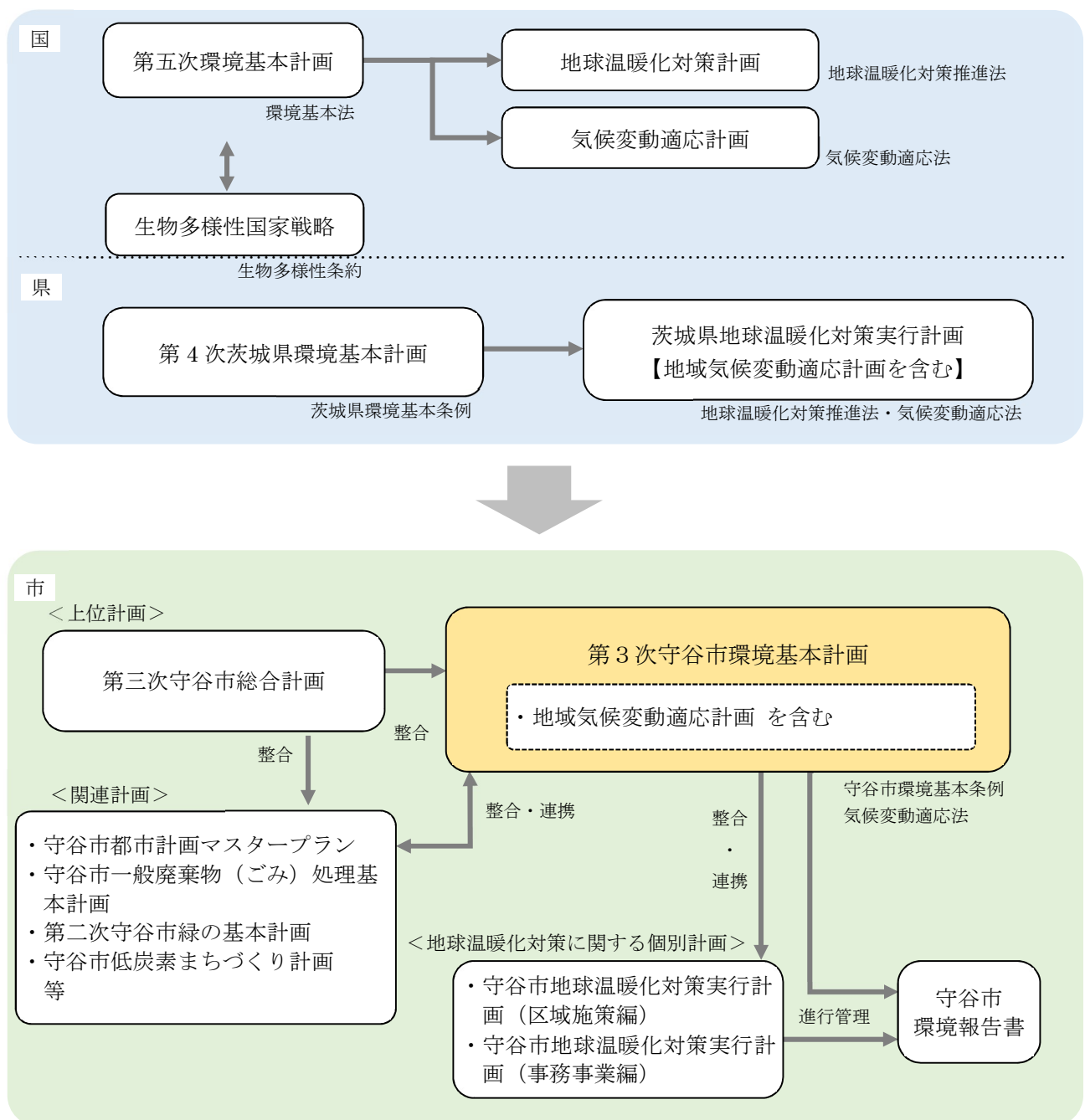
4 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、その主旨が事業者及び市民の理解と施策の推進への協力が得られるよう努めるものとする。

5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

2) 計画の位置づけ

- ・本計画は、守谷市域における環境分野の最上位計画として守谷市環境基本条例第11条に基づき策定
- ・上位計画である「第三次守谷市総合計画」の分野別計画
- ・国が策定する「第五次環境基本計画」「地球温暖化対策計画」「気候変動適応計画」「生物多様性国家戦略 2023-2030」と整合
- ・県が策定する「第4次茨城県環境基本計画」、「茨城県地球温暖化対策実行計画」及び同計画に含まれる「地域気候変動適応計画」と整合
- ・市の関連計画と整合



◆地域気候変動適応計画について

- ・平成30年6月、「気候変動適応法」が成立、同年12月施行。
- ・気候変動適応法では、地方公共団体の責務として、「その区域における自然的・経済的・社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進」（第4条第1項）及び「その区域における事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進を図ること」（第4条第2項）に努めることが定められた。
- ・地域気候変動適応計画は、地域の実情を踏まえつつ、都道府県・市町村の判断により策定に努めることとされている。（第12条）
- ・市民・事業者の気候変動に対する健全な問題意識を醸成し、区域における地球温暖化対策の意義を再認識してもらう観点からも、地域気候変動適応計画によって、気候変動によって将来起こる可能性のある影響や適応策について認知・理解してもらうことは重要である。

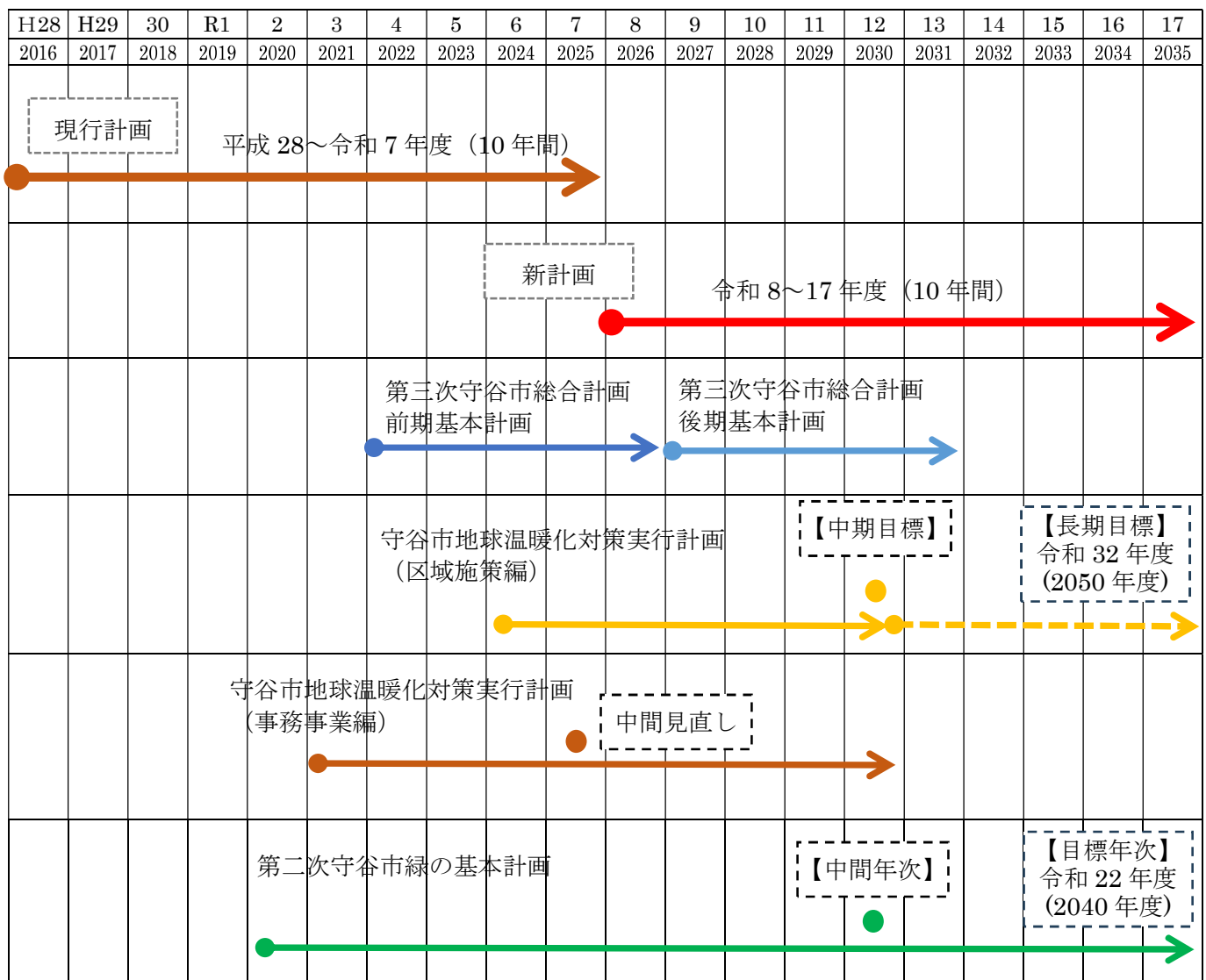
■気候変動対策における「緩和」と「適応」



https://adaptation-platform.nies.go.jp/climate_change_adapt/index.html

3) 計画の期間

計画期間は、令和8年度（2026年度）～令和17年度（2035年度）の10年間を予定



2 計画策定の基本方針

環境基本計画の策定の考え方を以下に整理します。

(1)計画期間満了となる現行計画(第2次守谷市環境基本計画)を見直し、新たな計画(令和8年度計画開始)を策定する

- ・計画期間満了となる第2次守谷市環境基本計画(平成28年度～令和7年度)について、10年間の取組の成果、本市の環境分野の個別計画の策定状況、市民の意識の変化、社会情勢や環境の変化等を調査し、環境に関して本市が抱えている課題の把握と解決に向けた方針の検討を行い、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進する新たな環境基本計画を策定する。
- ・計画期間は、令和8年度(2026年度)～令和17年度(2035年度)の10年間を予定
- ・計画の見直しは必要に応じて行う

(2)本市の地球温暖化対策やカーボンニュートラルに関する施策の統合を図る

- ・本市が令和2年7月に表明した「ゼロカーボンシティ」に謳われている「2050年までに地域の二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指す」取組を具体化する。
- ・環境基本計画に、現在策定中の「守谷市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」と、改訂された「守谷市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」の内容・施策を反映させる。

(3)気候変動の影響による被害の防止・軽減を図るために、地域気候変動適応計画の内容を含む計画を立案する

- ・気温の上昇、暴風雨の激化、干ばつの増加、海面の上昇、熱中症リスクの増加、食料不足など、気候変動の影響による被害を防止・軽減するため、「地域気候変動適応計画」の内容を含んだ計画を策定する。
- (「地域気候変動適応計画」の方針や施策は、環境基本計画と重複する部分が多く、また、計画期間も対策・施策の推進面から整合を図るほうが合理的なため、環境基本計画に内包させる。)

(4)生物多様性の保全に関する施策の統合を図るため、生物多様性地域戦略の内容を反映した計画を立案する

- ・環境基本計画に、本市の「第二次守谷市緑の基本計画」の生物多様性地域戦略に該当する内容・施策を反映させる。

(5)計画策定に当たって、市民意見を反映させるプロセスを取り入れる

- ・計画の策定にあたって、市民等へのアンケート調査(市民、事業者、中学生)を行い、計画に反映させる。

市民アンケート	3,000通(郵送方式)
事業者アンケート	400通(郵送方式)
中学生アンケート	約150通(各中学校に依頼)

- ・計画(案)については、パブリック・コメント制度により広く市民等の意見を反映させる。

(6)大きく変化しつつある環境問題や社会情勢を取り入れた計画とする

- ・環境・経済・社会の課題を統合的に解決する SDGs の考え方を活用し施策を推進
- ・脱炭素社会の実現に向けた省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入等を検討
- ・循環型社会を実現するためのフードロスの削減、自然と共生する社会の実現に向けた身近な環境の保全の視点

(7)国、県等の動向を反映した計画とする

- ・国「第 5 次環境基本計画」(平成 30 年)、茨城県「第 4 次茨城県環境基本計画」(令和 5 年)、茨城県「茨城県地球温暖化対策実行計画」(令和 5 年)等との整合を図る。